

第9回総会議事録

(令和6年3月26日開催)

横浜市中心農業委員会

横浜市中央農業委員会 第8期第9回総会 議事録

日 時	令和6年3月26日（火）14時00分～16時15分
開催場所	都筑区総合庁舎6階会議室
出席者の状況	総委員数 19名 出席委員数 17名 欠席委員数 2名 ※別添出欠状況表のとおり
開催形態	公開（傍聴者0人）
議 題	<p>1 議案</p> <p>第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について</p> <p>第2号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第4号議案 農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について</p> <p>第5号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について</p> <p>第6号議案 令和6年度活動目標の策定について</p> <p>第7号議案 令和7年度農林業施策並びに予算に関する要望の意見取りまとめについて</p> <p>て</p> <p>2 報告事項</p> <p>第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出に対する受理について</p> <p>第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出に対する受理について</p> <p>第3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について</p> <p>第4号 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営等を行っている旨の証明について</p> <p>第5号 農地の転用事実に関する照会文書の回答について</p> <p>第6号 農業委員会が発行した2月分扱い諸証明の確認について</p> <p>第7号 農業経営改善計画の認定について</p> <p>第8号 令和6年度生産緑地地区追加指定仮申出の受付案件について</p>
審議結果	<p>第1号議案</p> <p>38番 許可</p> <p>39番 許可</p> <p>40番 許可</p> <p>41番 許可</p> <p>42番 許可</p> <p>43番 許可</p> <p>第2号議案</p> <p>21番 許可相当</p> <p>22番 許可相当</p> <p>第3号議案</p> <p>30番 許可相当</p> <p>31番 許可相当</p>

	<p>32番 許可相当</p> <p>33番 許可相当</p> <p>34番 許可相当</p> <p>35番 取り下げ</p> <p>第4号議案</p> <p>58番 証明交付</p> <p>59番 証明交付</p> <p>60番 証明交付</p> <p>61番 証明交付</p> <p>第5号議案</p> <p>17番 利用確認</p> <p>第6号議案</p> <p>決定</p> <p>第7号議案</p> <p>決定</p>
議 事	
事務局	<p>(開会 14時00分)</p> <p>事務局から出席状況(出席委員17名、欠席委員2名)を報告し、法第27条第3項の規定により総会成立要件を満たしていることを報告する。</p> <p>横浜市中央農業委員会会議規則第4条の規定により、角田昇会長が議長となる。</p>
議長	<p>それでは、ただ今から第9回総会を開催します。</p> <p>本日の議事録署名人は、議席番号16番 小川名 重典委員、17番 加藤 保委員にお願いします。</p> <p>それでは、第1号議案「農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について」審議します。</p> <p>38番について、事務局から説明して下さい。</p>
事務局	<p>申請地は譲受人の所有地から150メートルほどの位置にあり、現在は耕作放棄地となっています。譲渡人は経営縮小を検討しており、農業拡大を考えている譲受人とマッチングしたため、今回の申請に至りました。</p> <p>申請地は草刈りと耕起した後、露地野菜畑として利用する予定です。佐江戸町の農用地区域にあり、譲受人所有農地もすぐ近くにあります。</p> <p>譲受人は学童保育の経営を本業としており、所有農地を自ら管理する傍ら、収穫期は地域の子供たちに収穫体験をさせています。今回の申請地もサツマイモやダイコンの収穫体験をさせる露地野菜畑として利用する計画です。</p> <p>全部効率利用要件ですが、譲受人世帯の耕作農地は良好に耕作されており、申請地とは150mほどしか離れていないため、一体に効率よく作業することができる立地です。</p> <p>申請地は耕作放棄地ですが、荒れ具合について譲受人は分かった上で購入を決断し</p>

ています。申請地を取得後は4月中旬ごろまでに草刈りと耕起を終え、4月下旬ごろまでにはサツマイモの苗を植え、露地野菜畑として管理をする計画です。

常時従事要件については、申請者のほか臨時雇用者を7人雇っており、露地野菜および果樹の管理を日ごろから行っていますので問題ありません。

また地域の調和要件についても、佐江戸の農用地で元々耕作をされている方であり、地域のルールに従い農業経営を行われている方なので問題ありません。

議長 38番について、菅沼委員の意見はいかがですか。

菅沼委員 農業の経験をほとんどしたことがない状況ではあるが、学童保育のNPO法人も立ち上げ、ボランティア活動の支援を受けながら畑の耕作を行っています。

議長 38番について、他の委員の意見、質問等がありますか。
他の委員の意見が無いようですので、38番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、38番は許可とします。
続いて、39番について事務局から説明してください。

事務局 譲渡人と譲受人はおふたりとも申請地から車で15分ほどの都筑区にお住まいで、譲渡人の妻と3人で申請地を耕作してきましたが、譲渡人が高齢になってきたため農業継承のため世帯内贈与を行うための申請です。申請後も今までと同様にご家族3人で耕作を続ける予定です。申請者らの世帯が持っている農地は申請地のみで、問題なく耕作されていることを確認しています。

譲受人は現在も年間200日程度営農しており、常時従事の要件も問題ありません。

現地は小机町の担当の石井委員に確認いただいています。

以上、農地法3条の各要件は満たしていると考えられ、許可相当として問題ないか審議をお願いします。

議長 39番について、石井委員の意見はいかがですか。

石井委員 事務局の説明のとおり、問題はないと考えています。

議長 39番について、他の委員の意見、質問等がありますか。
他の委員の意見が無いようですので、39番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長

賛成多数と認め、39番は許可とします。
続いて、40番について事務局から説明してください。

事務局

譲受人は近隣地での経営拡大を検討していたところ、経営縮小を考えていた譲渡人からの相談を受け、今回の申請に至りました。

譲受人世帯の経営農地は露地野菜畑及として全て良好に耕作されており、権利取得後は隣接農地と一帯で耕作します。

通作距離も譲受人宅から徒歩で1分の距離であることから問題ありません。

周囲との調和条件については問題ありません。

所有農地については、地区担当であります加藤義晴委員にご確認をいただいております。

以上、農地法第3条第二項の各号に該当しないため、許可相当として考えております。

御審議よろしくお願いたします。

議長

40番について、加藤委員の意見はいかがですか。

加藤義晴委員

譲受人の先代から知っている農家です。真面目できれいな畑で耕作されていることから問題はありません。

議長

40番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

他の委員の意見が無いようですので、40番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、40番は許可とします。
続いて、41番について事務局から説明してください。

事務局

申請地は遺言者が耕作をおこなってこられていましたが、15年ほど前から譲受人夫婦がお手伝いをされるようになりました。平成30年に遺言者がお亡くなりになられる際、遺言書に申請地を譲受人に遺贈する意思を残されました。

全部効率利用要件では、譲受人世帯に所有農地はなく、新規参入の扱いとなります。譲受人の世帯としての営農農地は、この手続きを経ると約3aです。譲受人は遺言者から露地野菜の栽培を習っており、遺言者が亡くなられてからも、JAの農業指導員等から指導を受けておられます。農機具は鍬・鎌・スコップ・農薬散布機で、大農機具はありませんが、申請地の面積は約300㎡と小さく営農に支障はないと考えます。

農作業常時従事要件・地域との調和要件では、譲受人の農作業の常時従事者数は2名で、通年で農作業に従事されています。自宅は申請地のすぐ近くで、通作距離は50

mです。譲受人は周辺農地の耕作者ともコミュニケーションをとられており、露地野菜の栽培や農薬の使用方法は、周辺耕作者と相談の上対応されるとのことで、地域との調和要件の点でも問題は見当たりません。

以上より、農地法第3条第二項の各号に該当せず、許可要件を満たすと考えます。
以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

41番について、岡本委員、金子宏正委員の意見はいかがですか。

岡本委員

現地はハウレンソウ、キャベツ、玉葱などが作付けされています。面接では、夫婦で来られJAの指導や近隣とのコミュニケーションが取れていることから問題ないと考えています。

金子宏正推進
委員

面接では熱心に話されていました。問題はないと感じました。

議長

41番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

他の委員の意見が無いようですので、41番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、41番は許可とします。

続いて、42番について事務局から説明してください。

事務局

申請地は譲受人の所有地に隣接しています。譲渡人が高齢のため、これ以上農業経営が継続できないとのことで今回の話となりました。

譲受人世帯の所有農地は、申請地周辺だけでなく、十日市場周辺に、多くあります。

農用地、生産緑地、また賃借している畑も含めて、300a以上ありますが、どの田畑もきれいに耕作されています。

譲受人世帯と常時雇用している労働力や臨時労働力もあり、広い面積を効率よく耕作を行っていますので全部効率要件・常時従事要件は十分満たしております。

また、地域の調和要件についても、すでに地元の方ですので何ら問題ありません。

なお、申請地については取得後も家族で耕作を行い、露地野菜を行う予定とのことです。

地区担当委員の齋藤推進委員に確認いただいております。

以上、農地法3条の許可相当として考えております。御審議のよろしく申し上げます。

議長

42番について、齋藤推進委員の意見はいかがですか。

齋藤推進委員

譲受人は多くの農地を所有しており、ボランティアの方の手伝いもあり、上手に営

農されてますので問題はありません。

議長

42 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

他の委員の意見が無いようですので、42 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、42 番は許可とします。

続いて、43 番について事務局から説明してください。

事務局

譲渡人は相続により申請地を取得しましたが遠方に居住しており農地の管理ができないため、売却を希望していました。譲受人は東側に隣接した農用地の所有者で、現在の経営農地と申請地を一体的に効率的に管理し営農できるとして話がまとまり申請に至りました。

譲受人は三重県と横浜市に経営農地がある方です。横浜市の農地は昨年9月に3条許可を得て10月に申請地の東側に隣接する農用地を取得しました。この農地は竹が密生している農地だったため、現在は計画通りウメの定植に向けて伐採・伐根等を行っているところです。三重県の農地では既にウメを栽培しており、三重に居住する親族へ指示を出したり、繁忙期は自ら出向いて営農しているとのこと。申請地でもウメ栽培を計画しており、所有農地と一体的に管理するとのこと。

常時従事者は本人も含め2人です。

周辺との調和用件について、既に耕作している場所であり、問題ないと考えられます。

第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たすと考えております。

議長

43 番について、関戸委員の意見はいかがですか。

関戸委員

譲受人と現地で立会を行いました。所有農地は当初の計画通り竹を伐採しているところでした。申請地でもウメを栽培するとのこと。農地の北東側が崖となっており、際まで竹の伐採をしてしまうと崩落する可能性があるため、どこまで北東側を農地整備するかは検討が必要と思います。3条の譲受人としては問題はないです。

議長

43 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

他の委員の意見が無いようですので、43 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、43 番は許可とします。

続いて、第2号議案「農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定につ

いて」審議します。

21番について事務局から説明してください。

事務局

申請者はアメリカ在住のため、管理が困難な申請地の有効活用を検討していました。借受法人は申請地近隣でコンテナボックスの加工や販売をしています。現在、千葉県にある事業提携先にコンテナボックスを保管していますが、退去要求をされています。また、事務所は手狭な状態で作業効率が悪く、来客用駐車スペースが取れない状態です。これらの状況を改善するため、事業提携先のコンテナボックス8基と事務所の従業員用車両3台の移転先を探していました。事務所から近く高速道路等へのアクセスが良い土地として申請地が選定されました。

立地基準は第3種農地です。300m以内に保土ヶ谷ICがあります。

被害防除について、敷地内は法面を除き砕石敷きとし、雨水は自然浸透させます。北側はネットフェンス、西、南側は鉄板塀があります。東側の入口以外に鉄板塀を設置し、土砂流出を防止します。

以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。御審議のほどよろしくお願いたします。

議長

21番について、内田委員の意見はいかがですか。

内田推進委員

事務局の説明のとおり特に問題はありません。

議長

21番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

他の委員の意見が無いようですので、21番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、21番は許可相当とし市に進達します。

続いて、22番について事務局から説明してください。

事務局

申請者は持病悪化により耕作地の縮小を検討していました。借受法人は神奈川県で土木建築工事業を営んでいますが、下請け企業の廃業等がありその分の業務を自前で行う必要があります。現場に置かせてもらっている資材の集約や新たな資材の購入をするには、現在の資材置場では手狭なため、移転先を探していました。事務所から1km圏内で、面積や接道要件を満たす土地を探したところ申請地のみが見つかりました。

立地基準は第2種農地です。市街化区域が500m以内にあり、周辺農地の規模が10ha未満です。

被害防除について、資材置場の敷地は砂利敷きで、雨水は自然浸透に加え、一部U字溝を設置し西側水路へ排出します。敷地内通路はアスファルト舗装とし、U字溝を設置し雨水を西側水路へ排出します。隣地境界は擁壁やブロックを設置します。水路

側法面に芝を張り、法上に土留めをします。

他法令について、宅地造成許可、風致地区内行為許可を建築局にて取得済みです。申請地は特定都市河川流域外のため、雨水浸透阻害行為の許可は不要です。

以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 22番について、内田委員の意見はいかがですか。

内田推進委員 事務局の説明のとおり特に問題はありません。

議長 22番について、他の委員の意見、質問等がありますか。
他の委員の意見が無いようですので、22番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、22番は許可相当とし市に進達します。
続いて、第3号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。
30番について事務局から説明してください。

事務局 譲受人は戸建住宅分譲事業を行う法人で、新たな事業地を探していました。申請地は、駅や教育施設から徒歩圏内で需要があり、面積が適当なため選定されました。案内図の斜線部分が申請地で、農地以外の土地を含め、13棟の建売住宅と道路用地として開発します。申請地のうち住宅用地となる部分は所有権移転、排水用地等になる部分は使用貸借権設定となります。斜線の申請地の間に現在建設省所有の道路がありますが、南、東側の私道と付け替えます。

立地基準は第3種農地です。500m以内に川島小学校、西谷中学校があり、前面道路に上下水道管が埋設されています。

被害防除について、隣地境界はRC擁壁を設置します。北側法面部分は芝張りをし土砂流出を防止します。北側残農地へは道路から通作できるようフェンスを撤去します。住宅の汚水は前面道路の既設汚水本管に接続します。雨水は浸透槽を設置し、L側溝に接続します。

建築局調整区域課にて開発許可申請受付済みです。道路の付け替えについて道路局路政課と協議済みです。申請地のビニールハウスの解体に伴い、補助金を返還済みです。

以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 30番について、白井委員の意見はいかがですか。

白井委員	何の問題もありません。
議長	30 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。
根本推進委員	調整区域で基本、分家住宅を除いて建たないと考えていました。今回、宅地開発するにあたり特殊な条件があったのですか。
事務局	既存宅地としてではなく、横浜市開発審査会提案基準第 15 号により、市街調整区域になる以前に造成が行われている土地ということで特別に許可が得られます。
議長	他の委員の意見が無いようですので、30 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、30 番は許可相当とし市に進達します。 続いて、31 番について事務局から説明してください。
事務局	<p>譲受人は川崎市の運送会社です。業績の向上に伴い車が増え、川崎市川崎区と横浜市鶴見区、港北区にばらばらで車を停めており、車の管理運用が非効率になっていました。まとめて車を置ける新たな駐車場として、高速道路が近く道路付きの良い、川崎方面へアクセスのよい土地を探したところ売買に応じてもらえたのは申請地しかありませんでした。</p> <p>譲渡人は申請地と隣の 3 筆にハウスを建てて耕作をしていましたが、隣地の所有者であるご兄弟との協議によりハウスを撤去することになり、ハウス撤去にかかった費用を補填するため申請に至りました。</p> <p>立地基準は第 2 種農地です。市街化区域から 500 メートル以内に位置し、10ha 以上の集団農地に含まれません。</p> <p>接している道路とは少し段差があるので南側にスロープを設置します。土の流出を防ぐため申請地の周囲北、西側、入り口横は土留め鋼板を新設し、東側は既存の土留めをそのまま活かします。地面は全面碎石敷きとし雨水は自然浸透とします。</p> <p>現地は、地区担当の石井委員に確認いただいております。</p> <p>以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。御審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	31 番について、石井委員の意見はいかがですか。
石井委員	事務局の言う通り、問題はありません。

議長 31 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。
他の委員の意見が無いようですので、31 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、31 番は許可相当とし市に進達します。
続いて、32 番について事務局から説明してください。

事務局 譲受人は中区で土木、不動産業を営む法人です。資材置き場候補地を探していたところ、譲渡人より経営縮小の相談があり、今回の申請に至りました。
譲受人は現在中区に事業所がありますが事業拡大に伴い、現状はレンタル等で対応している資材を自社所有するにあたって資材置場の新設を計画していました。条件として、取引先が多い横浜市北部エリア内で車両の出入りが容易であることと、幹線道路、高速道路へのアクセスも良いことから申請地が選定されました。
立地基準は、第3種農地です。申請地は全面に上下水管、付近に織茂公園、新横浜リハビリテーション病院があります。
被害防除についてです。周囲は既存鋼板にメッシュシートを立ち上げ、隣接農地への土砂流出を防止します。全面砂利敷きとし、雨水は自然浸透とします。
所有農地の違反等はありません。
3月14日に鈴木昇委員に現地を立合いいただいています。
以上、5条許可相当として市へ進達したいと考えますので、ご審議のほどお願いいたします。

議長 32 番について、鈴木昇委員の意見はいかがですか。

鈴木委員 現地の畑は草刈りがされており、前面道路幅員も5mと広く、問題はないと考えている。

議長 32 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。
他の委員の意見が無いようですので、32 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、32 番は許可相当とし市に進達します。
続いて、33 番について事務局から説明してください。

事務局 譲受人は一般廃棄物や産業廃棄物の運搬業、一般貨物自動車運送事業、建設業を営んでおり、現在は南山田にある事業所と月極駐車場、小机の協力会社の敷地内に塵芥

車やダンプ等の業務車両を駐車しています。この度、業務効率化と事業拡大を図るために駐車場を集約できる土地を探していたところ、今回の申請地が見つかりました。

農地区分は第3種農地、前面道路に上下水道管が埋設されており申請地から500m以内に中川中学校やすくすく保育園があります。

敷地内を碎石舗装にしたうえで外周部に浸透管と浸透柵を設置することで、雨水は自然浸透させ、オーバーフロー分を公共下水管へ排水します。隣地への碎石の流出を防ぐため、出入口以外の隣地境界部にコンクリートブロックを2～3段新設します。

雨水浸透阻害行為許可について横浜市河川管理課に申請済みです。

議長

33番について、金子宏正推進委員の意見はいかがですか。

金子宏正推進
委員

問題はありません。

議長

33番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

他の委員の意見が無いようですので、33番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、33番は許可相当とし市に進達します。

続いて、34番について事務局から説明してください。

事務局

借受予定者のNPO法人は、現在運営している港北区師岡町にある老朽化した障害者グループホームの移転を検討されていました。本申請の事業形態として、不動産賃貸業を営んでいる譲受人が土地の購入と建物の建設を行い、それらを借受予定者が借り受けて障害者グループホームを運営されます。

農地区分は第3種農地、前面道路に上下水道管が埋設されており申請地から500m以内に中川中学校や中川保育園があります。申請地周辺の南山田町や勝田町等には借受予定者が運営している他の福祉施設もあり連携を図ることができることから今回の申請地を選定されています。

敷地内北側に建築面積140.18㎡2階建ての建物を新築する計画です。申請地の北側・北東側・東側の農地地権者は全て譲渡人の親族で、今回の事業計画について説明をされ了承を得ているとのこと。

敷地内南側には出入口、駐車スペース4台分、緑化スペースを設けられ、建物と北側隣接地との間にも幅3mほどの緑化スペースと出入口を設けられます。西側敷地は幅60cmほど道路セットバックを行います。駐車スペースは浸透性アスファルト舗装とし、緑化スペースと併せて雨水は自然浸透させ、オーバーフロー分はV型溝を新設し公共下水管へ排水します。西側・北側・東側境界にはRC擁壁とメッシュフェン

スを新設されます。

建築許可について横浜市調整区域課に申請済みです。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

34 番について、岡本委員の意見はいかがですか。

岡本委員

南側に 6 m、西側に 3.9m の道路幅員があるため、出入するには十分であることから、問題はありません。

議長

34 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

他の委員の意見が無いようですので、34 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、34 番は許可相当とし市に進達します。

続いて、35 番について事務局から説明してください。

事務局

申請書類の補正が間に合わないため 3 月 25 日に申請を取り下げられました。

議長

35 番については取り下げということです。

続いて、第 4 号議案「農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について」審議します。58 番から 61 番までについて、事務局から説明してください。

事務局

58 番について、立地基準は第 2 種農地です。17 年間住宅敷地として使用されていることを航空写真で確認しました。

59 番について、立地基準は第 3 種農地です。11 年間駐車場として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。

60 番について、立地基準は第 2 種農地です。10 年間駐車場として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。

61 番について、立地基準は第 2 種農地です。16 年間駐車場として使用されていることを航空写真で確認しました。

議長

58 番から 61 番までについて、委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、58 番から 61 番までについては承認し証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数のため、58 番から 61 番までにつきまして証明交付とします。

続いて、第 5 号議案「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認につい

て」審議します。27番について、事務局から説明してください。

事務局

現地調査の結果、対象の農地は露地野菜畑として適正に管理されていることを確認しております。

以上のことから、保土ヶ谷税務署へ利用状況の確認につきまして報告したいと考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

地区担当の新川委員が欠席のため、小川名委員の意見はいかがですか。

小川名委員

事務局の説明のとおりで、20年前からしっかりと管理されているを確認しています。

議長

27番について、他の委員の意見、質問等がありますか。
無いようですので、27番について適正に利用されていることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、27番は適正に利用されていることを保土ヶ谷税務署に報告します。

続いて、第6号議案「令和6年度活動目標の策定について」審議します。

事務局から説明してください。

事務局

活動目標とは各農業委員会がその年にどのような活動を行うのか定め、公表しているものです。この場では令和6年度の目標を設定したいと思います。農業委員会の状況については現状の数値を記入しています。農家の情報は農業センサスの情報をもとにしています。そのため例年変わる数字と変わらない数字があります。変化する数字としては認定農業者数が157名から163名、認定新規就農者数が13名から18名に変わっています。耕地面積は1569ヘクタールから1546ヘクタールに変わっています。

次に農地の集積についてです。集積面積とは認定農業者と認定新規就農者等が所有している農地の合計です。これを管内の農地面積で割ったものが集積率です。農地の集積についての目標ですが、今年度の新規集積面積1.6ヘクタールは新しく新規就農者が利用権設定するであろう面積を算出して記載しています。この面積を先ほど説明した管内農地面積、これまでの集積面積と合わせて算出し集積率3.0%を目標としています。

次に遊休農地の解消についてです。令和5年度の現状の遊休農地の面積は0.12ヘクタールです。目標は昨年度と変わっていません。

次に新規参入の促進についてです。現状には直近3年の実績を記入しています。目標は直近3年の権利移動面積の10%を新規参入者への貸し付けに充てると考え、3.8ヘクタールと設定しています。

最後に最適化活動の目標です。農業委員の皆さんの活動日数にも目標が設定されています。目標は月に3日と昨年と変わらない日数です。この3日は皆さんのこれまでの活動日数の平均を参考に算出しています。令和5年度の実績は3日弱ほどです。次に活動強化月間ですがこれも昨年と同じように9月10月1月を設定しています。最後に新規参入相談会への参加回数は1回です。

議長 第6号議案について意見、質問等がありますか。

根本委員 新規参入の経営体数が増加したことについて、これまではアカデミーや研修などを経て利用権等での貸し借りすると思っていたが、令和5年度から考え方が変更になったのですか。

事務局 令和3、4年については、根本推進委員のおっしゃられた形で参入された方を集計内容となっています。令和5年度からは新たに農地法3条の下限容積面積が撤廃になったことにより、新たに参入された経営体数を加えています。

根本委員 農業経営基盤法に基づく利用権の解釈を拡大解釈したということですか。それとも別の考えがあるのですか。

事務局 農地法3条の下限面積要件が撤廃になったことで、ある程度の実績があれば所有農地がなくとも取得することが可能となりました。結果として新規参入の新たなルートができたと言えます。

議長 他に意見がないようでしたら、第6号議案については決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、第6号議案について決定とします。
続いて、第7号議案「令和7年度農林業施策並びに予算に関する要望の意見取りまとめについて」1ページごとに審議します。事務局から説明してください。

事務局 12月総会で意見提出を依頼し2月の締切までに提出があったものについてとりまとめ、表にしています。
(議案書読み上げ)

議長 施策並びに予算要望について、意見、質問等がありますか。
ないようですので、施策並びに予算要望について議案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、第7号議案について決定します。 以上で、議事については終了しましたので、報告事項第1号から第8号について、野路委員お願いします。
野路委員	報告事項第1号から第7号について、事務局から説明をしてください。
事務局	報告事項第1号から第7号まで、議案書のとおり一括報告。
野路委員	ただいまの報告につきまして、意見、質問等がありますか。 無いようですので、報告事項第1号から第7号までを了承とします。 続いて、報告事項第8号について、事務局から説明をしてください。
事務局	生産緑地地区追加指定について、令和6年度の仮申出の受付状況ですが中央農業委員会管内の受付状況については2か所、8筆、面積は1,484㎡です。現在、市で指定要件等の確認作業を行っていますが、農業委員の皆様には申請があった生産緑地について、農地性があるかについての現地確認を予定しておりますのでご協力お願いいたします。なお、日程等につきましては別途事務局からご連絡します。
野路委員	ただいまの報告につきまして、意見、質問等がありますか。 無いようですので、報告事項第8号を了承とします。 これもちまして、第9回総会を終了します。
	(閉会 16時15分)

会長は議事録を作成し、議長は署名人とともに署名する。

令和 6年 3月 26日

議 長

署名人

署名人

令和6年3月26日開催 第9回総会出欠状況

【農業委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	角田昇	会長	出席	議長
2	野路幸子	会長職務代理者	出席	
3	飯田清		出席	
4	加藤義晴		出席	
5	小島重信		出席	
6	平本武夫		欠席	
7	坂田清一		出席	
8	白井秀幸		出席	
9	阿部敏		出席	
10	金井健		欠席	
11	小池誠一郎		出席	
12	岡本肇	連合会理事	出席	
13	菅沼進		出席	
14	杉崎精一		出席	
15	関戸裕一	連合会理事	出席	
16	小川名重典	連合会理事	出席	議事録署名人
17	加藤保		出席	議事録署名人
18	石井芳明		出席	
19	守谷弘		出席	

【農地利用最適化推進委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	飯嶋啓吾		出席	
2	荻野清	連合会理事	出席	
3	金子宏正		出席	
4	川田昭一		欠席	
5	鈴木昇	連合会理事	出席	
6	関口正徳		出席	
7	中山勝		欠席	
8	根本栄治		出席	
9	村岡鐘		出席	
10	井上太市		出席	
11	内田英一	連合会理事	出席	
12	大矢勝		欠席	
13	金子晴男		出席	
14	河原俊一	連合会監事	出席	
15	小原甲史		出席	
16	齋藤春美		出席	
17	佐藤孝春		欠席	
18	新川和生		欠席	
19	森正明		出席	

その他会議に出席した関係者の氏名：なし